

実例集

NICTでは、助成金の交付申請等の各種手続きを行う際の参考にしていただくために、NICTに実際に寄せられた照会などに対する回答内容を「実例集」としてまとめました。

助成対象事業に公募しようとする方、助成対象事業者は、交付要綱、申請マニュアル及び助成対象事業実施マニュアルを参照するとともに、本「実例集」も参考にして各種手続きや書類作成を進めていただければ幸いです。

なお、本実例集は、随時更新します。

不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

国立研究開発法人情報通信研究機構
デプロイメント推進部門 事業・技術研究振興室
(担当) 助成金担当者
Tel: 042-327-6021
E-mail: iot-dc@ml.nict.go.jp

【助成金交付申請について】

当社では、N I C T以外からの補助金等も活用して施設整備を進めようと計画していますが、N I C Tへの助成金交付申請は可能でしょうか。

(答え)

本助成金以外の国の公的な補助金等との重複は認めておりません。

ただし、助成対象事業の対象が重複しない場合、例えばデータセンターの施設整備に関して、本助成金はデータセンターのサーバ等の電気通信設備を対象として、他の公的補助金の対象は土地や土地への定着物の場合には、本助成金と他の公的補助金の助成対象は重複しませんので、助成対象事業として認められるケースも考えられます。

なお、同時に複数の助成対象事業申請がなされた場合には、N I C Tの予算上の制限から、まったく公的補助金等を活用していない助成対象事業が公的補助金等を活用している助成事業よりも、交付決定が優先されることがあります。

複数の公的な補助金等を活用する際には十分に留意してください。

【参考】

申請マニュアルP 8「交付決定の優先」、P 2 5「助成対象経費積算表」(2)を参照

地域データセンターの施設整備に関して助成金交付申請を行うことを考えていますが、主な目的は既存電源設備の更改を考えています。助成金交付申請の対象にはなりますか。

(答え)

本助成金制度の目的はデータセンターの地域分散化です。

地域データセンターの助成対象経費となる設備費の中には、電源設備が対象となっていますが、データセンターの電源設備の強化をメインとした事業はデータセンターの信頼性向上には寄与するものではありませんが、地域分散化を目的とする本助成金制度にはなじまないものと考えられます。

なお、交付要綱6の助成対象経費には、データセンターの設備費として、①サーバ、②ルータ・スイッチ、③電源装置、④その他の電気通信設備が対象となっていますが、②～④は①と同時に設置するものに限るとされており、③だけに限定した事業については認められないこととなります。

【契約方法について】

助成対象事業の機器を、日頃から機器購入を行っている業者から調達しようと考えていますが、契約相手先を決める場合には何らかのルールや制約はありますか。

(答え)

助成対象経費に計上される契約を締結する場合には、原則として二者以上による

見積り合わせ(見積競争)を行うなど、競争により契約を行うことを求めています。

なお、競争によらず、助成対象事業に係る契約を行う場合には、競争による契約を行うことが困難な理由を具体的に記載した報告書(「競争によらない契約に関する報告書」)を作成し、実績報告書とともに提出していただきます。

【参考】

助成対象事業実施マニュアルP6を参照

(注) 2019年11月時点で、既に交付決定を受けている事業については、改正前のマニュアルに従い、広く契約先を募る「一般競争入札」が原則になります。

【助成対象期間】

助成対象期間内に発生した経費が対象となるようですが、助成事業の内容によっては、助成対象事業の開始以前から契約をしているものや支払いが助成対象期間後になるものも生じます。

このような場合でも助成対象事業経費の対象外となるのでしょうか。

(答え)

助成対象経費は助成対象期間内に発生した経費が対象になります。

ただし、助成事業に従事した技術者等に要する人件費については、個別に判断しますので、予めNICTにご相談ください。

【参考】

助成対象事業実施マニュアルP12を参照

【助成対象経費について】

地域データセンターの施設整備には、サーバ等の電気通信設備を調達するための経費の他、当該設備の設置費用も当然必要となりますが、交付要綱6に規定する助成対象経費には「設備費」だけが規定されています。

地域データセンターの助成対象事業では、設備の設置費用に関しては助成対象事業の対象経費として認められていないのでしょうか。

(答え)

地域データセンターの助成対象経費は、「設備費」だけが対象となっています。

ただし、「設備費」に含まれる性格の「設置費用」等も想定されますので、不明な点があれば、NICTにご相談ください。

保守料は助成対象経費に含まれないとされていますが、機器購入費の中には保守的要素が含まれたサービスがセットされているものもあります。

業者に確認したところ当該サービスを除いた機器販売は行っていない、との説明を受けています。

こうした場合、どのように措置すればよろしいのでしょうか。

(答え)

単独に契約を締結する保守に要する料金、機器購入に付随する保守サービス（例：サービスパック）の費用は、原則として認めておりません。

ただし、ご質問のように機器購入時に切り離せないものについては、「1年間分」以内の金額に限り認めることとしています。

保守に関する費用に関しては、請求に関する書類への記載事項だけでは判断することが困難な場合があることや、また、個別・具体的な状況を踏まえ助成対象経費として認められるケース、認められないケースなどを判断が必要となる場合もありますので、不明な点があれば、NICTにご相談ください。

機器調達に関する契約が思いのほか早く進み、交付決定日の前日に70%に当る設備を発注することになりました。その他の設備（30%）は交付決定日以降に発注の手続きを開始しています。

交付決定日の僅か1日前で、また事業自体は申請書どおり実施していますので、問題ないと考えています。特に留意する点がありましたら、ご教示いただけませんか。

(答え)

助成対象経費の範囲は助成事業対象期間に要した経費となりますので、交付決定日の僅か1日前でも経費として認めることはできません。

そのため、70%に当る設備に要する費用は助成対象経費として認めることはできません。ただし、30%の設備に関しては助成対象経費として認められます。

【参考】

申請マニュアルP8、助成対象事業実施マニュアルP11を参照

【助成事業要件の該当性】

助成金交付申請時には、申請書に助成事業要件を満足するものと記載して申請をし、交付決定を頂きました。

現在、実績報告書を作成していますが、申請時に助成事業要件を満足するものとして交付決定を頂きましたので、実績報告書提出時に改めて助成事業要件に関して確認する必要はないと考えておりますが、この認識で良いのでしょうか。

(答え)

助成要件の該当性は、実績報告書提出時にも必要です。

実績報告書提出時に助成要件を満足しない場合には、助成金を交付することはできません。

助成金の交付を受けた後に、助成要件に該当しない状況になりました。
助成金交付後についても助成要件に該当しなければならないのでしょうか。
仮に要件に該当しない場合はどのようになりますか。

(答え)

助成要件の該当性は、助成金交付後も求められます。

ただし、期限無く求められるのではなく、交付要綱13に規定する「処分制限期間」内となります。

NICTでは、助成金交付後においても、助成事業対象者に対して事業の進捗や実施状況に関する報告を定期的に求めており、この報告によって助成事業要件の該当性についても確認を行っております。

処分制限期間内において助成事業要件を満足しない場合には、助成金を返還していただくこととなります。

【参考】

助成対象事業実施マニュアルP17を参照

【支払い方法】

支払い方法で、手形取引は認められますか。

(答え)

原則として、認めておりません。

不渡りの可能性、手形割引による支払額の減額、決済までの期間が長い等不確定要素が高い支払い方式であることが理由です。

ただし、手形割引でなければならない事情があり、不確定要素がなく助成対象期間内で支払いが完結している場合には認める場合もあります。

支払い方法が多様化していますので、不明な点があれば、NICTにご相談ください。

【実績報告書】

電気通信設備の購入に付随して、別契約で同設備の設置作業の契約を行いました。この場合、設備購入と同設備の設置作業を一連の事業として判断して、発注日や納品日（又は工事完了日）を、記載しても問題ないでしょうか。

(答え)

設備購入と同設備の設置作業が実質的に一連のものであっても、契約が別々に行われていれば、それぞれを別事業と捉えて発注日や納品日（工事完了日）を記載することになります。

NICTでは、それぞれの発注日等の日時が助成対象期間内に含まれているか否かを確認することになります。

助成対象経費支出総括表の助成申請額は千円単位で記載するようになっていますが、計算の結果千円未満の数値がある場合には、どのような措置をとればよろしいのでしょうか。

(答え)

すべて切り捨てで措置してください。

例えば 助成対象経費額 1, 123, 456 (円) ⇒ 1, 123 (千円)

助成申請額 500, 980 (円) ⇒ 500 (千円)

【証拠書類】

経費に関して支払いの事実を確認できる書類として、社内での支払決議の書類でも可能でしょうか。

(答え)

実績報告書には、助成金額を確定するために必要な発注・契約、納品、検収、請求、支払い等に関する証拠書類の添付が必要です。

社内の支払い決議だけでは実際に支払ったことを証明する証拠書類として十分なものと認められませんので、支払いの事実を確認できる証拠書類（領収書、振込明細書等）を提出してください。

IoT テストベット事業の「その他経費」に含まれる「人件費」に関する証拠書類にはどのようなものを準備すれば良いのでしょうか。

(答え)

事業に従事した従業員の健保等級等に基づく積算資料や当該従業員に支払った金額を証明する書類（給与明細等）の提出が必要です。

NICTでは人件費を算出するための様式を定めておりますので、実際に人件費を経費として請求する場合には、予めNICTに必要とされる証拠書類等を確認してください。

証拠書類として、発注・契約、納品、検収、請求、領収等を明確に証明する書類を添付するよう求められていますが、納品書を紛失してしまいました。領収書があれば、納品書の添付は省略しても良いのでしょうか。

(答え)

実績報告書には、助成金額を確定するために必要な発注・契約、納品、検収、請求、支払い等に関する証拠書類の添付が必要です。

また、経理ファイル一覧にも納品に関する書類の添付とその日付を記載することになっておりますので、これらの事実を証明するための納品に関する書類の添付は必要となります（相手方業者の再発行等を要請してください）。

証拠書類に関して、物品の購入の際には「納品書」を添付することになると思いますが、工事や役務の完了の際にはどのような書類を添付することになるのでしょうか。

(答え)

工事や役務が完了したことを証明する工事完了届又は役務完了届といった書類を添付していただくことになります。

証拠書類に関して、「検収」とはどのような行為になるのでしょうか。

(答え)

納品された品物やシステムの動作などに関して、発注した仕様どおりの品物か、機能を有しているものかを発注者側で確認する行為をいいます。

当該確認行為に関する証拠書類は、助成事業対象者が任意の様式で作成することになります。

なお、受注者側から提出される納品書、完了届に助成事業対象者が検収した旨の文言を記載するなどの書類でも証拠書類として認めています。

【事業内容の変更について】

申請当初の事業内容どおりの助成対象事業が実現できない状況となりました。

ただし、当該変更内容は大きな変更を伴わないものなので、特に変更申請、届等は要さないものと判断できるので特にNICTに対する手続き等は踏まずにそのまま事業を継続しようと考えていますが、問題はありますか。

(答え)

助成対象事業は、助成金交付申請書の内容に基づいて審査、決定されたもので、このため助成事業の実施に際しては、助成金交付申請書の記載事項に従って事業を進めなければなりません。

やむを得ず申請書の記載事項と異なる内容の事業等を行う場合には、事前にNICTからの承認等が必要となります。

承認等を得ずに事業を行った場合は、助成金の交付決定が取り消されることもありますので、不明な点がある場合には勝手な判断は避け、NICTにご相談ください。

【参考】

助成対象事業実施マニュアルP8を参照